

単品スライド条項の手続の流れ
～協議の申出（請求）から契約変更手続までの基本的な流れ～

手続の項目	様式等
協議の申出（請求） ↓	（様式 1－1）及び（様式 1－2） 契約金額の変更を請求： 受注者⇒区（工事主管課）
受領 ↓	（様式 2） 通知：区（工事主管課）⇒受注者
各対象材料について変更後の数量や単価の確認 ↓	（工事主管課は、各対象材料について、 変更後の数量や単価を算定する。）
スライド額の協議の開始 ↓	（様式 3－1） 協議書：区（工事主管課）⇒受注者
スライド額の確定 ↓	（様式 3－2） 承諾書：受注者⇒区（工事主管課） 又は （様式 3－3） 通知：区（工事主管課）⇒受注者
スライド額に係る契約変更 ↓	※契約変更の事務手続は、区契約管 財課と行う。
工 期 末	

残工期が二月以上